

各種委員会の業務分担に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第35条に基づき設置される各種委員会及び業務分担について定めるものである。

(総務担当)

第2条 総務担当には次の委員会を置き、それぞれ規定の業務を行うものとする。

(1) 会則検討委員会

本医学会の諸会則の検討と医師以外の正会員の入会審査、専門職会員の入会審査に関する業務を行う。

(2) ICF・データマネジメント委員会

本医学会で必要と判断される患者に関する医学的情報を管理するために、ICFの活用、普及の検討およびデータの管理・分析等を行う。

(3) 試験委員会

専門医の認定に関する内規および認定臨床医の認定に関する内規に基づき、試験方法の検討および問題作成を行い、試験を実施する。

(4) 認定委員会

専門医制度に関する規則、認定臨床医制度に関する規則に基づき、専門医・認定臨床医および指導医の資格認定・更新等の業務を行う。専門医制度に関する規則、認定臨床医制度に関する規則に基づき、施設認定等の業務を行う。

(財務・社会保障担当)

第3条 財務・社会保障担当には次の委員会を置き、それぞれ規定の業務を行うものとする。

(1) 財務委員会

本医学会の財務内容、資産の状況、財務諸表の管理について統括する業務を行うものとする。

(2) 社会保険・障がい者福祉委員会

主に社会保険対象業務の運用に関する諸問題について、リハビリテーション医学の立場から検討・建議・答申する。わが国における障害児者の保健・医療・福祉行政施策に関する諸問題について、リハビリテーション医学の立場から検討・建議、答申する。

(国際・先端機器担当)

第4条 国際・先端機器担当には次の委員会を置き、それぞれ規定の業務を行うものとする。

(1) 国際委員会

リハビリテーション医学・医療の国際交流などを通じ国際活動を推進する。

(2) 国際誌編集委員会

国際誌 (Progress in Rehabilitation Medicine) の編集企画、投稿論文等の審査・発行管理に関する業務を行う。

(3) ISPRM委員会

ISPRM (国際リハビリテーション医学会) との交流や参加、国際会議の開催支援などを通じ国際活動を推進する。

(4) 関連機器委員会

リハビリテーションに関する福祉用具(補装具、各種自助具、物理療法機器、訓練機器、福祉機器等)の開発、基準化、適用・使用のマニュアル化等について、リハビリテーション医学の立場から検討しその適切な普及に努める。

(教育・学術・研究担当)

第5条 教育・学術・研究担当には次の委員会を置き、それぞれ規定の業務を行うものとする。

(1) 編集委員会

学会誌 (The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine:リハビリテーション医学) の編集企画、投稿論文等の審査・発行管理に関する業務を行う。

(2) 評価・用語委員会

リハビリテーション医学の評価体系の検討・基準化をはかるとともに、リハビリテーション医学の研究・臨床活動に必要な学術用語を選定、会員および関連諸学会員に周知する。

(3) 診療ガイドライン委員会

リハビリテーション医学・医療に関する診療ガイドラインの策定・公表・普及のための業務を行う。

(4) 教育委員会

卒前・卒後のリハビリテーション医学教育に関する業務を行う。

(5) 研修・講習委員会

リハビリテーション医学・医療の生涯教育研修会等の企画・運営を行う。

(6) 倫理委員会

リハビリテーション医療・研究に関わる倫理的問題について審議する。会員の除名について審議し、社員総会に報告する。本医学会が行う研究に関して、科学的妥当性および倫理的妥当性について審査を行う。会員が行う事業に関する利益相反について管理し、必要のある場合には審査を行う。

(広報・渉外・特別事業担当)

第6条 広報・渉外・特別事業担当には次の委員会を置き、それぞれ規定の業務を行うものとする。

(1) 広報委員会

リハビリテーションに関連する情報の収集および広報活動を行う。

(2) 障がい者スポーツ委員会

障がい者スポーツの振興とパラリンピックへの貢献を行う。

(理事長直轄委員会)

第7条 理事長の基に次の委員会を置き、それぞれ規定の業務を行うものとする。

(1) 危機管理委員会

大規模災害等における本医学会および会員、さらには国民の危機的状況に備えるための対策等を検討する。

(2) 学術集会検討委員会

学術集会の開催、運営について歴代の学術集会会長の得た知見を共有化し、持続的に充実した学術集会を開催することを検討し、提案する。

(3) 専門医制度委員会

新専門医制度への移行に対応した制度の検討、運用等を行う。

(4) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、代議員選挙、役員候補者の選出並びに役員の選任に関する選挙管理の業務を行う。

(5) 選挙制度検討委員会

選挙制度の検討を行い、規則の制定を提案する。

(6) 関連専門職委員会

リハビリテーションに関連する保健・医療・福祉・その他の分野に属する専門職の諸問題について検討しその連携をはかる。

(7) 専門医委員会

リハビリテーション科専門医の資質向上を図り、関係する研究・研修活動に積極的に取り組み、リハビリテーション医学・医療の発展と普及を推進する。

(8) R J N委員会

男女共同参画の目的に鑑み、リハビリテーション科に興味をもっている医師や医学生等のリハビリテーション医療やリハビリテーション教育への関心を高め、キャリア形成の支援を行い、相互の親睦や連携を深める。

(9) 先端医療委員会

再生医療、その他の先端技術を用いたリハビリテーション医学における評価、および指針の作成などを行う。さらに、情報を会員に提供し、普及を図る。

(10) その他、当面の課題遂行のために必要な委員会を、理事会の議を経て設置することができる。

(特別委員会)

第8条 特別委員会として次の委員会を置き、それぞれ規定の業務を行うものとする。

(1) 当面の課題遂行のための委員会を、理事会の議を経て設置することができる。

(改 廢)

第9条 本規則の改廢は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

本内規は、平成 2年12月 8日より施行する。

平成 6年 7月28日より施行する。

平成22年 5月19日より施行する。

附 則

本内規は、平成26年11月29日より施行し、平成26年6月4日より適用する。

附 則

本内規は、平成27年4月25日より施行する。

附 則

本内規は、平成28年3月19日より施行する。

附則

本内規は、平成31年3月16日より施行する。